

千葉県保健師等修学資金貸付金等の手続未了者等への対応状況について

令和元年8月20日
千葉県健康福祉部医療整備課
健康福祉指導課

1 事案の概要について

県では、これまで、県内の医療福祉人材の確保を図るため、「保健師等修学資金」「理学療法士等修学資金」「介護福祉士等修学資金」の各修学資金の貸付事業を実施し、卒業後、一定期間県内で就業した方については、返還を免除して県内就業を支援してきた。

こうした状況下、当該貸付金に係る事務処理の遅延等の不適切な事務処理が判明したことから、平成30年3月30日に公表し、貸付けを受けた者（以下、「借受人」という）に対し、卒業後の就業状況等を確認の上、2020年（令和2年）3月を目途に「返還免除」、「返還」などの処理を進めていくこととした。

各修学資金における事案の概要は以下のとおり。

(1) 保健師等修学資金

県が、県内の看護職員の確保を図るために看護師等学校養成所の学生に貸し付けている保健師等修学資金については、条例上、借受人が、卒業後、就業状況等に応じ申請等を行い、それに基づき県が「返還猶予」、「返還免除」、「返還」いずれかの決定を行うこととされている。

しかし、平成26年8月に実施された平成25年度定期監査で、注意事項として、貸付金残高が正確に把握されていないとの指摘を受けたことをきっかけとして、借受人からの申請等の手続が遅延している者に対して、県が催促や確認を十分に行わなかった結果、長期間、いずれの決定手続もされないままの状態になっている者が多数にのぼることが判明した。

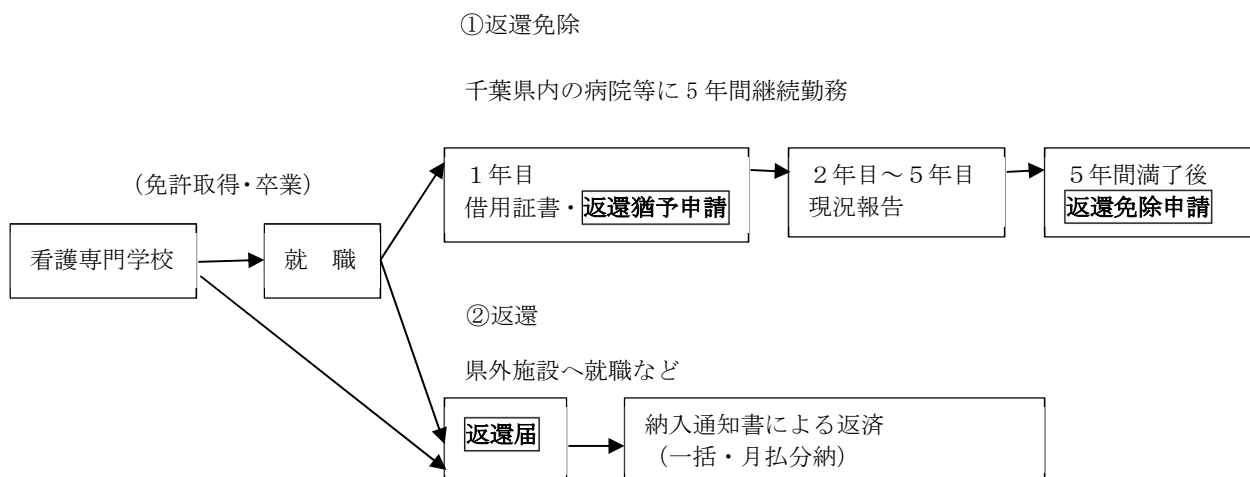
(平成30年3月30日時点)

手続未了者人数 2,996人（昭和47年度～平成23年度卒業者）

上記の者に対する貸付残高 1,125,227,500円

○保健師等修学資金貸付金の貸与後の手続イメージ

例：平成26～28年度の3年間、私立の看護専門学校（看護師3年課程）で入学から卒業まで貸与した場合
(貸付総額：月18,000円×12か月×3年＝648,000円)



※退学・看護師等免許未取得者の場合は、「②返還」による手続終了となる。

(2) 理学療法士等修学資金

県が、県内の理学療法士等の確保を図るために理学療法士等養成施設の学生に貸し付けていた理学療法士等修学資金については、平成 26 年 8 月に実施された平成 25 年度定期監査で、保健師等修学資金と同様、注意事項として、貸付金残高が正確に把握されていないとの指摘を受けた。

理学療法士等修学資金については、平成 15 年度から新規貸付けを終了しており、すでに借受人に対する手続をすべて完了しているはずであるものの、貸付金残高が存在しており、その内訳が不明となっていた。

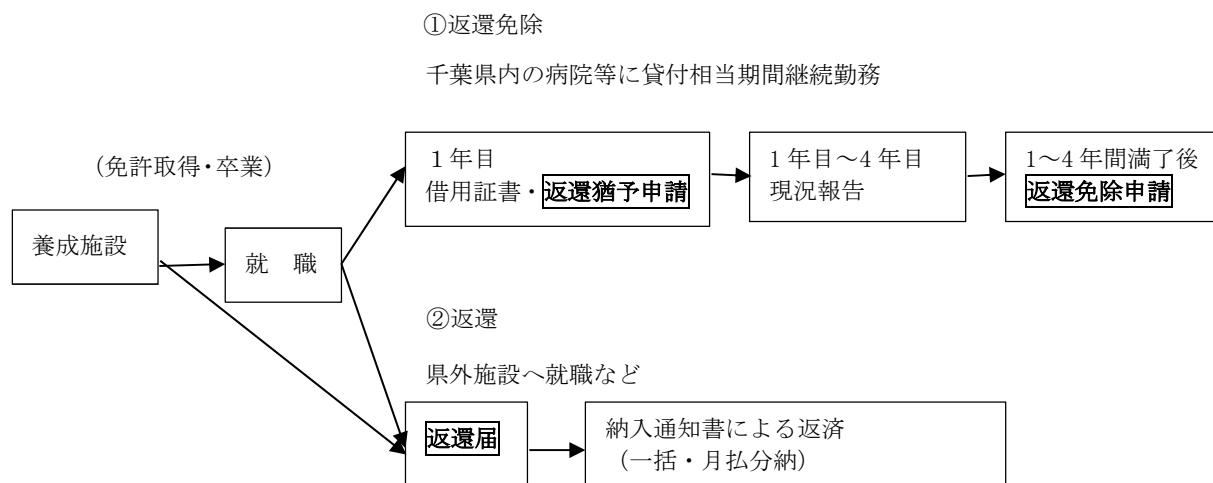
そこで、残された台帳を確認し、返還免除、返還完了などが確認できない 129 名について、資料や文書等によりその状況を確認した結果、平成 30 年 3 月時点で、手続未了との申告があった借受人が 2 名おり、また、手続の状況が判明していない住所不明の借受人が 20 名いることが判明した。

貸付金残高（平成 30 年 3 月 30 日現在）

- ・人数 不明（手続未了の申告 2 名、住所不明者 20 名について貸付状況を調査中）
- ・貸付残高 1,119,000 円

○理学療法士等修学資金貸付金の貸与後の手続イメージ

例：平成 11～14 年度の 4 年間、大学で入学から卒業まで貸与した場合
(貸付総額：月 25,000 円×12 か月×4 年=1,200,000 円)



※退学・理学療法士等免許未取得者の場合は、「②返還」による手続終了となる。

(3) 介護福祉士等修学資金

県が、県内の介護職員等の確保を図るために介護福祉士等養成施設の学生に貸し付けていた介護福祉士等修学資金については、条例上、借受人が、卒業後、就業状況等に応じ申請等を行い、それに基づき県が「返還猶予」、「返還免除」、「返還」いずれかの決定を行うこととされている。

しかし、平成 28 年 10 月、千葉県監査委員事務局から確認があったことをきっかけとして、借受人からの申請等の手続が遅延しているにもかかわらず、県が催促や確認を十分に行わなかった結果、長期間、いずれの決定手続もされないままの状態になっている者がいることが判明した。

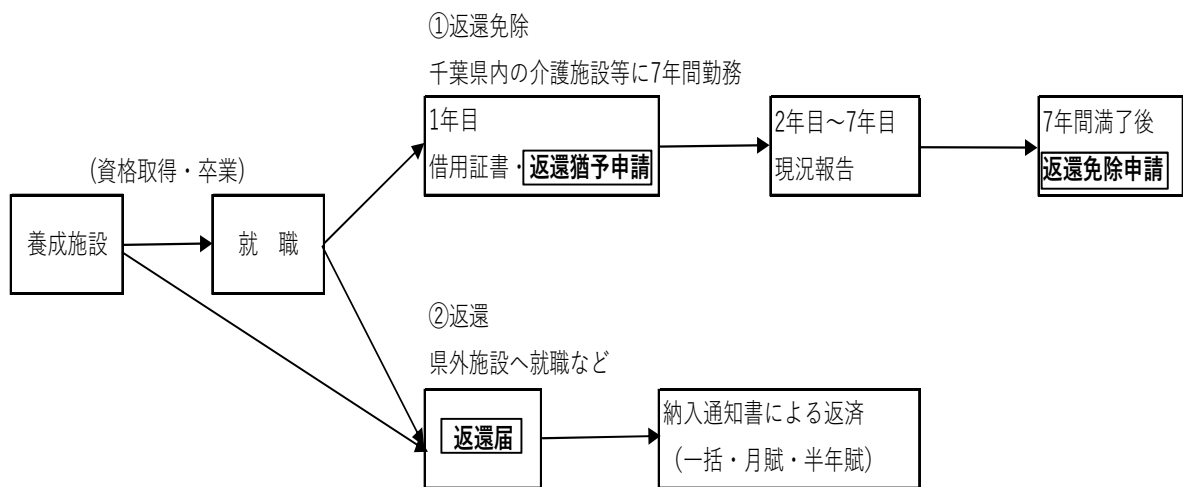
(平成 30 年 3 月 30 日時点)

手続未了者人数 180 人 (平成 5 年度～平成 20 年度貸付者)

上記の者に対する貸付残高 154,764,000 円

○介護福祉士等修学資金貸付金の貸与後の手続イメージ

例：平成 19～20 年度の 2 年間、専門学校（介護福祉士 2 年課程）で入学から卒業まで貸与した場合
(貸付総額：月 36,000 円×12 か月×2 年＝864,000 円)



※退学等の場合は、「②返還」による手続き終了となる。

2 問題発生 の 要因

(1) 保健師等修学資金

- ア 養成施設の卒業後などに必要な手続（返還猶予申請、現況届、返還届、返還免除申請、変更届等）について、周知が不足していたこと
- ・必要な手続の周知に当たり、各種届出の提出が必要となる事由・時期や根拠法令、Q&A等を明記した説明資料を、貸付時に借受人及び養成施設へ配付していたが、卒業時に再送付するなどの対応をしていなかった。
- イ 上記手続が行われていない借受人に対する必要な手続の催促や確認が十分に行われなかったこと
- ・年度初に貸付金に係る事務が集中することが想定されていたが、それに対応するための体制が十分でなかったため、卒業後の手続未了者についての十分な確認を適時に行っていなかった。
 - ・各種届出の提出期限を明確に定めていなかったことに加え、未提出の場合の催促、確認等の手順を決めておらず、手続の遅れをチェックしていなかった。
 - ・本制度は、平成26年度まで県から養成施設に対し、在学中の借受人全員分の貸付金を一括して払い、各養成施設から各借受人に対し支払うという手順で行っており、県の借受人に対する直接的な関与をしてこなかった。
- ウ 養成施設の卒業後などに必要な手続を行わなかった者に対し、返還を求める決定がなされなかったこと
- ・借受人の多くが県内の医療機関で勤務しており、免除の可能性が高いと推測されたため、届出なしに返還を求める決定を行っていなかった。
- エ 担当者の異動等により、手続未了者に関する情報が十分に継承されておらず、事務処理の遅延に対しての組織としての対応を行うことができなかったこと
- ・修学資金に係る事務の専従者でない担当者が1・2名程度で事務を行っていたが、集中して提出される書類の処理に追われ、手続未了者に対する調査や検討が十分に行えておらず、組織的な対応がなされなかった。

(2) 理学療法士等修学資金

- 毎年度の決算の際に、貸付金残高の内訳の確認作業を行っていなかったこと

(3) 介護福祉士等修学資金

- ア 養成施設の卒業後などに必要な手続（返還猶予申請、現況届、返還届、返還免除申請、変更届等）について、周知が不足していたこと
- ・必要な手続の周知に当たり、各種届出の提出が必要となる事由・時期や根拠法令、Q&A等を明記した説明資料を、貸付時に借受人及び養成施設へ配付していたが、卒業時に再送付するなどの対応をしていなかった。
- イ 上記手続が行われていない借受人に対する必要な手続の催促や確認が十分に行われなかったこと
- ・年度初に貸付金に係る事務が集中することが想定されていたが、体制が十分ではなかったため、卒業後の手続未了者についての十分な確認を適時に行っていなかった。
 - ・各種届出の提出期限を明確に定めていなかったことに加え、未提出の場合の催促、確認等の対応フローを決めておらず、手続の遅れをチェックする仕組みを作っていなかった。
 - ・本制度は、平成12年度まで、県から養成施設に対し、在学中の借受人全員分の貸付金を一括して払い、各養成施設から各借受人に対し支払うという手順で行っており、県の借受人に対する直接的な関与をしておこなった。
- ウ 養成施設の卒業後などに必要な手続を行わなかった者に対し、返還を求める決定がなされなかったこと
- ・返還免除又は返還の決定を行う際は、借受人からの申請等があるものと認識しており、申請等がなされるまで待つといった受身の姿勢であった。
- エ 担当者の異動等により、手続未了者に関する情報が十分に継承されておらず、事務処理の遅延に対しての組織としての対応を行うことができなかったこと
- ・これまで貸付状況を管理していた台帳システムは、在学中や返還免除になるまでの間、毎年提出を求めている現況届の提出について、登録する欄を設けておらず、手続未了者を把握する仕様になっていなかった。
 - ・修学資金に係る事務の専従者でない担当者が1・2名で事務を行っていたが、集中して提出される書類の処理に追われ、手続未了者に対する調査や検討が十分に行えておらず、組織的な対応がなされなかった。

3 対応状況

(1) 保健師等修学資金

- ア 手続未了者に対する適切、迅速な対応を図るため、手続未了者に関する業務を専任して行う「保健師等修学資金特別整理室」を平成 30 年 10 月 1 日、医療整備課内に設置した。
- イ 昭和 47 年度から平成 23 年度卒業者の手続未了者 2996 名について、電算管理システムに残っているデータや必要書類を基に、処理を進めている。具体的には、手続未了者の就業状況等を把握するため、文書等により書類の提出を求め、その後、
- 書類の提出があった者に対しては、「返還免除」、「返還」、「返還猶予」のいずれかの決定を行い、返還が必要な者に対しては、返還を求めている。
 - 所在が明らかであるにもかかわらず、書類の提出がない者については、電話や連帯保証人を通じて提出を促している。
 - 所在が不明である者については、住所調査を行うとともに、連帯保証人を通じて提出を促している。

(手続の進捗状況)

手続未了者 2996 名の状況について、免除又は返還に該当するものについて決定を行った。

また、残る就業状況が不明なものに対し、引き続き調査を行っている。その結果は次のとおりである。

(令和元年 7 月 31 日現在)

	件数	金額
平成 30 年度当初手続未了者	2,996 名	1,125,227,500 円
手続完了者	1,353 名	586,050,000 円
返還免除	1,315 名	570,082,000 円
返還 一部免除	9 名	免除 2,071,734 円 返還 844,266 円
返還	29 名	13,052,000 円
手続未了者	1,643 名	539,177,500 円
対応中	997 名	328,745,000 円
住所調査中	646 名	210,432,500 円

(今後の対応)

住所判明者で手続が未了の借受人については、引き続き、電話連絡や連帯保証人を通じた催促を行う。

住所不明の借受人については、引き続き、住民票調査や連帯保証人からの情報提供等により住所調査を行う。

住所不明の連帯保証人については、住民票調査により住所調査を行う。

所在が明らかであるにもかかわらず、期限までに書類の提出がない借受人については、返還免除の要件が確認できないことから返還を求め、返還等がなされない場合や住所調査で所在が判明しない場合については、連帯保証人に返還を求める。

(2) 理学療法士等修学資金

手続の状況の確認ができていない借受人に対し、住所調査及び残された資料の調査により手続状況の解明を図っている。

(手続の進捗状況)

手続未了との申告があった借受人 2 名について、就業状況から免除となることを確認した。

住所不明の 20 名の借受人のうち、2 名について、残された資料から手続状況が返還済であることを確認した。

(今後の対応)

手続状況の確認ができていない住所不明の 18 名について、引き続き住所調査及び残された資料の調査を実施するとともに、他の借受人についても残された資料等により、手続状況の再確認を行うことにより解明を図っていく。

また、決算数値についても、残された資料等から精査していく。

(3) 介護福祉士等修学資金

ア これまでの事務処理の進捗状況等を鑑み、令和元年度より担当職員を 2 名増員し、計 3 名で事務を進めている。

- イ 平成 5 年度から平成 20 年度貸付者の手続未了者 180 名について、管理台帳に残っているデータや必要書類を基に、処理を進めている。具体的には、手続未了者の就業状況等を把握するため、文書等により書類の提出を求め、その後、
- 書類の提出があった者に対しては、「返還免除」、「返還」、「返還猶予」のいずれかの決定を行い、返還が必要な者に対しては、返還を求めている。
 - 所在が明らかであるにもかかわらず、書類の提出がない者については、電話や連帯保証人を通じて提出を促している。
 - 所在が不明である者については、住所調査を行うとともに、連帯保証人を通じて提出を促している。

(手続の進捗状況)

手続未了者 180 名の状況について、借受人の就業状況の調査結果から免除又は返還に該当するものについて決定を行った。

また、残る就業状況が不明なものに対し、引き続き調査を行っている。その結果は次のとおりである。

(令和元年 7 月 31 日現在)

	件数	金額
平成 30 年度当初手続未了者	180 名	154,764,000 円
手続完了者	38 名	32,724,000 円
返還免除	26 名	22,896,000 円
返還 一部免除	7 名	免除 3,615,432 円 返還 1,892,568 円
返還	5 名	4,320,000 円
手続未了者	142 名	122,040,000 円
対応中	119 名	103,464,000 円
住所調査中	23 名	18,576,000 円

(今後の対応)

住所判明者で手続が未了の借受人については、引き続き、電話連絡や連帯保証人を通じた催促を行う。

住所不明の借受人については、引き続き住民票調査や連帯保証人からの情報提供等により住所調査を行う。

住所不明の連帯保証人については、住民票調査により住所調査を行う。

所在が明らかであるにもかかわらず、期限までに書類の提出がない借受人については、返還免除の要件が確認できないことから返還を求め、返還等がなされない場合や住所調査で所在が判明しない場合については、連帯保証人に返還を求める。

4 再発防止策等

各貸付金制度は、医療福祉人材の確保を目的としており、借受人の県内における一定期間の就業による「免除」を前提とした「給付」の性質の強い制度であるが、本来、公金を使った「貸付」事業であり、適切な事務処理のもと、徹底した債権管理を行っていくべきものである。

しかし、その認識が十分ではなく、多数の事務処理の遅延等が発生してしまった。

今後は、その反省を踏まえ、以下の通り再発防止に取り組むとともに、研修の実施等により職員の公金意識の徹底を図り、また、債権管理の有識者の意見も聞きながら対応していく。

(1) 保健師等修学資金

ア これまでの実施事項

- 制度の趣旨及び必要な手続についての周知徹底
 - ・貸付時だけでなく、卒業時にあらためてしおりを配付し、制度の趣旨、提出の必要な書類等を借受人に再通知
 - ・養成施設への制度の説明、周知を通じた借受人への伝達
 - ・県から借受人に対し直接修学資金の振り込みを行うとともに主体的な周知の実施
 - ・返還猶予期限が切れる年度末の通知の発送
 - ・電子メール等を活用した定期的な書類の提出依頼
- 組織的対応の実施
 - ・事務処理マニュアルの作成による事務処理の共有化
 - ・必要書類の提出状況の電算システムへの確実な入力による見える化
- 修学生番号ごとの個人ファイルでの情報管理によるきめ細かい対応
- 卒業時に必要な提出書類を学校単位で取りまとめて提出してもらうことによる手続漏れの防止
- 届出がない場合の催告等の強化
 - ・必要書類の提出がない場合の連帯保証人を通じた催告の実施
 - ・催告後も提出がない場合は返還決定を行うことの徹底 等

イ 今後実施する(検討する)事項

- 効率的、効果的な事業実施体制の検討 等

(2) 理学療法士等修学資金

理学療法士等修学資金貸付金については、現在、制度が終了し、貸付けは行っていない。

(3) 介護福祉士等修学資金

介護福祉士等修学資金貸付金については、現在県での貸付けは行っていないが、県社会福祉協議会へ貸付原資の補助金を交付し、県社会福祉協議会において貸付けを実施していることから、県社会福祉協議会へ保健師等修学資金と同様の再発防止策の周知徹底を図る。

同時に、定期的に事務処理状況を確認、把握をすることで、適正な債権管理に努めていく。